

令和元年度定期監査等の結果に対する措置状況（未措置であるもの）

指摘事項又は意見・要望事項

No. 1 定期監査

○上下水道部

(1) 収入に関する事務

[検討を要するもの]

① 水道料金及び下水道使用料の口座振替において、1回目の振替が不能となった後、口座解約等により再振替の対象とならない者に発送する督促状について債権管理等事務取扱要綱に規定がなく、また、発送日から指定期限までの日数が他の納入方法における督促状と異なることから、納入方法による差異が生じないように指定期限の設定を見直した上で、要綱を整備するよう検討されたい。

No. 2 財政援助団体監査

○観光スポーツ交流部（旭川夏まつり実行委員会）

(2) 所管部局（観光スポーツ交流部）に関する事項

[検討を要するもの]

① 旭川市補助金交付基準では補助額の決定に当たり、事業の受益者負担額分の減額を考慮するよう規定されているが、当負担金交付要綱においては特に定められていない。
実施団体は、さんろくまつり出店者から出店負担金の収入を得ていることから、その取扱いについて明確化を図るため、交付要綱の見直しを検討されたい。